

一般職の職員の給与に関する条例

昭和46年4月30日条例第11号

改正	昭和46年12月25日条例第25号	昭和47年9月20日条例第2号
	昭和47年12月16日条例第3号	昭和48年12月13日条例第7号
	昭和49年5月4日条例第3号	昭和49年7月2日条例第5号
	昭和49年12月26日条例第12号	昭和50年12月23日条例第3号
	昭和51年12月13日条例第6号	昭和52年1月25日条例第1号
	昭和52年12月23日条例第5号	昭和53年12月22日条例第4号
	昭和54年12月25日条例第3号	昭和55年12月23日条例第6号
	昭和56年12月25日条例第2号	昭和57年5月31日条例第3号
	昭和58年3月5日条例第1号	昭和58年12月20日条例第3号
	昭和59年12月27日条例第5号	昭和61年3月12日条例第1号
	昭和61年12月23日条例第5号	昭和62年12月21日条例第3号
	昭和63年12月27日条例第3号	平成元年12月26日条例第3号
	平成3年1月22日条例第1号	平成3年12月24日条例第2号
	平成4年12月24日条例第6号	平成5年9月10日条例第4号
	平成5年12月21日条例第6号	平成6年12月22日条例第4号
	平成7年3月13日条例第2号	平成7年12月20日条例第6号
	平成9年1月31日条例第1号	平成9年12月18日条例第5号
	平成10年3月31日条例第3号	平成10年12月22日条例第6号
	平成11年12月22日条例第11号	平成13年1月18日条例第1号
	平成13年12月27日条例第5号	平成14年12月26日条例第8号
	平成15年11月28日条例第4号	平成16年3月18日条例第1号
	平成17年11月28日条例第8号	平成18年3月22日条例第3号
	平成19年3月27日条例第2号	平成20年1月29日条例第1号
	平成21年5月29日条例第6号	平成21年11月30日条例第7号
	平成22年3月26日条例第1号	平成22年11月30日条例第5号
	平成23年11月30日条例第5号	平成26年3月28日条例第4号
	平成27年3月26日条例第1号	平成28年3月29日条例第3号
	平成29年3月24日条例第1号	平成30年3月23日条例第1号
	平成31年3月25日条例第3号	令和2年1月10日条例第1号
	令和2年3月25日条例第2号	令和2年11月30日条例第5号
	令和4年3月25日条例第1号	令和5年3月27日条例第2号
	令和5年3月27日条例第3号	令和6年3月25日条例第2号
	令和7年3月21日条例第3号	令和7年3月21日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条、第3条、第4条及び第5条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、その相当額をその職員の給料から控除することができる。

(給料表、職務の分類及び級の格付)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（[別表第1](#)）

(2) 消防職給料表（[別表第2](#)）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、[別表第3](#)に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 任命権者は、この条例の適用を受ける全ての職員を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、管理者の定める初任給の基準に従い決定しなければならない。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第3条の2 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給昇格の基準)

第4条 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

- 2 職員の昇給は、管理者が定める日に、同日前において管理者が定める日以前1年間に於ける当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして管理者が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 3 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として管理者が定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内において任命権者が管理者と協議して行わなければならない。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。

（給料の支給）

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、支給日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下この項において「休日」という。）日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- 3 特別の必要があると認めるときは管理者は、前項の期日を変更することができる。

第6条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 休職を命ぜられた職員又は離職した者が特に命を受けて事務引継又は残務整理のため執務したときは、その間はお前からの給料額を支給する。
- 5 第1項、第2項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第3条、第4条及び第5条の

規定に基づく週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与の口座振替)

第6条の2 管理者は給与の支払について、職員の申出により口座振替の方法により支払うことができる。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条 削除

(住居手当)

第8条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)
- (2) 第9条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額

(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。
(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
イ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第2項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第9条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の

疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第10条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は別に条例で定める。

（給与の減額）

第11条 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合（勤務時間等条例第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たり

の給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第13条 勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該祝日法による休日が同条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める

日において勤務した職員についても、同様とする。

(宿日直手当)

第14条 職員が正規の勤務時間外又は休日に宿日直勤務を命ぜられたときは、前2条の規定にかかわらず4,400円以内において定額の宿日直手当を支給する。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。ただし、睡眠時間を除く。

2 前項の夜間勤務手当は、断続的勤務に服する者又は別に定める手当を受ける者には支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職手当)

第17条 管理又は、監督の地位にある職員のうち、管理者が特に必要があると認めるものについては、その特殊性に基づき、給料月額の100分の25を超えない範囲内において、管理者の定める額を管理職手当として支給する。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日（次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び管理者が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあ

つては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

- 5 職務の級が3級(別表第2の給料表の適用を受ける職員にあつては、4級)以上である者については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して管理者が規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
- 7 管理者は、特別の理由があると認めるときは、予算の範囲内で第2項の期末手当の額を増額することができる。

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が定める。
（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当

基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額についても準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第19条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する管理者が定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 管理者は、特別の理由があると認めるときは、予算の範囲内で前項の勤勉手当の額を増額することができる。

（休職者の給与）

第20条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、前4項に定める給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により管理

者が定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、管理者が定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第20条第6項」と読み替えるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条 第3条第4項、第4条及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(公務災害補償)

第22条 職員が公務のため負傷し又は疾病にかかり及び死亡した場合において、その者又はその者の遺族若しくはその者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者に対しては労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定により補償を行なう。

(臨時的任用職員等の給与)

第23条 法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、任命権者が別に定める。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

(準用規定)

第24条 この条例に定めるもののほか、給料の支給等に関しては島原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年島原市条例第4号）の規定を準用する。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第25条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

(経過規定)

2 職員の昭和46年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の等級は、切替日においてその者が旧島原地域消防福祉組合の職員として属すべきであつた職務の等級とし、その者の切替日における号給は切替日においてその者が旧島原地域消防福祉組合の職員として受けるべきであつた給料月額に対応する別表に掲げる給料月額に対応するそれぞれの給料表（別表第1及び別表第2に掲げる給料表をいう。）に定める号給とする。

3 切替日以後この条例施行の際までの期間内にされた職員の給料に関する決定並びに支給された給与は、この条例の相当規定に基づいてされたものとみなす。

- 4 昭和49年度に限り、第18条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和49年法律第32号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員に対して、施行日から起算して10日を超えない範囲内において管理者が定める日に期末手当を支給する。
- 5 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第18条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
1 箇月26日	100分の100
1 箇月 5 日以上 1 箇月26日未満	100分の70
1 箇月 5 日未満	100分の40

- 6 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 7 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）第11条第1項の規定に基づく給付については、同法同条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を児童手当法に基づく児童手当とみなして、第7条第4項の規定を適用する。
（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）
- 8 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定の適用については、第18条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第19条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。
（定年引上げに伴う経過措置）
- 9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条第4項、第4条第3項及び第4項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 島原地域広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例（昭和59年島原地域広域市町

村圏組合条例第3号。以下「定年等条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第13項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項(第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第18条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

別表第1 (第3条第1項第1号関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	

39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	

83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			
123		307,900			
124		308,200			
125		308,500			

定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600

別表第2 (第3条第1項第2号関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	

38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	

82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800
86	302,500	321,000	345,500	387,800		
87	303,200	322,000	347,000	388,400		
88	303,900	323,000	348,400	389,000		
89	304,600	324,000	349,700	389,300		
90	305,400	325,300	350,900	389,800		
91	306,200	326,500	352,100	390,300		
92	306,900	327,700	353,400	390,800		
93	307,400	328,900	354,700	391,200		
94	308,300	330,200	356,200	391,600		
95	309,200	331,400	357,700	392,100		
96	310,000	332,600	359,100	392,600		
97	310,800	333,800	360,400	393,000		
98	311,800	335,100	361,600	393,500		
99	312,700	336,300	362,700	394,000		
100	313,600	337,500	363,900	394,500		
101	314,500	338,900	365,000	394,800		
102	315,500	339,800	366,100	395,200		
103	316,500	340,800	367,200	395,700		
104	317,400	341,900	368,300	396,000		
105	318,200	343,000	369,500	396,300		
106	318,800	344,100	370,000	396,800		
107	319,400	345,100	370,600	397,300		
108	320,000	346,100	371,200	397,800		
109	320,500	347,300	371,800	398,100		
110	321,000	348,300	372,300	398,600		
111	321,400	349,300	372,700	399,100		
112	321,900	350,200	373,200	399,600		
113	322,700	351,100	373,600	399,900		
114	323,400	352,000	374,000	400,400		
115	324,100	353,000	374,500	400,900		
116	324,700	354,000	375,000	401,400		
117	325,300	355,000	375,400	401,800		
118	326,000	355,400	375,900	402,300		
119	326,700	356,000	376,500	402,700		
120	327,500	356,600	377,000	403,200		
121	328,100	356,900	377,200	403,600		
122	328,400	357,300	377,700			
123	328,900	357,700	378,200			
124	329,400	358,100	378,600			
125	329,700	358,500	379,100			

	126		358,900	379,600				
	127		359,300	380,100				
	128		359,700	380,600				
	129		360,100	380,900				
	130		360,500	381,400				
	131		360,900	381,900				
	132		361,300	382,400				
	133		361,500	382,700				
	134		362,000	383,200				
	135		362,400	383,600				
	136		362,700	384,000				
	137		363,000	384,300				
	138		363,400	384,800				
	139		363,900	385,300				
	140		364,400	385,800				
	141		364,700	386,100				
	142		365,200					
	143		365,700					
	144		366,200					
	145		366,500					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額						
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600

別表第3 (第3条第2項関係)

級別基準職務表

1 行政職

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務及び相当の知識又は経験が必要とする業務を行う事務員及び技術員の職務
2級	高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を行う主事及び技師の職務
3級	関係職員を指揮監督する主査の職務
4級	1 係長の職務 2 相当高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を処理し、関係職員を指揮監督する主任の職務
5級	課長補佐の職務
6級	1 事務局長の職務 2 課長の職務 3 特に高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を処理し、課長を補佐し、重要事項の企画立案に参画する参事の職務

備考 この表において、事務員、技術員、主事、技師、主査、主任、係長、課長補佐、参事、課長、事務局長とは、それぞれ管理者が定める職をいう。

2 消防職

職務の級	基準となる職務
1級	消防士の職務
2級	1 消防副士長の職務 2 相当の経験を経た消防士の職務
3級	1 消防士長の職務 2 相当の経験を経た消防副士長の職務
4級	1 消防司令補の職務 2 相当の経験を経た消防士長の職務 3 相当高度の知識、経験が必要とする消防副士長の職務
5級	1 消防司令の職務 2 相当の経験を経た消防司令補の職務
6級	1 消防司令長の職務 2 相当の経験を経た消防司令の職務
7級	1 消防監の職務 2 相当の経験を経た消防司令長の職務

附 則（昭和46年12月25日条例第25号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、一般職の職員の給与に関する条例第4条第2項及び第4項の改正規定は昭和46年4月1日から、同条例第7条第3項、第18条第2項、別表第1及び別表第2の改正規定は昭和46年5月1日から適用する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例第7条に1項を加える改正規定は、昭和47年1月1日から施行する。

（特定の号給の切替え等）

- 2 昭和46年5月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間。以下同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

- 3 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和46年7月1日、同年10月1日又は昭和47年1月1日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 4 附則第2項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によ

り、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は、給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 9 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

職務等級		旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
行政職	6 等 級	1	2	月	円
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6	3	35,600
		6	7	6	36,800
		7	8	9	38,100
	7 等 級	6	7		
		7	8		
		8	9		
		9	10	3	35,600
10		11	6	36,800	
消防職	5 等 級	1	2	3	40,200
		2	3	6	41,600
		3	4	9	43,000
	6 等 級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5	3	40,200
		5	6	6	41,600
		6	7	9	43,000

附 則（昭和47年9月20日条例第2号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年12月16日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和47年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は昭和48年1月1日から施行する。

（最高号給等の切替え等）

- 2 昭和47年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級、又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち管理者の定める職員の同条の規定による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及び、これらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、第1条の規定による改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 6 第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の経過規定）

- 7 昭和48年1月1日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正後の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級のうち、1等級及び2等級に

属する職員の受ける号給（以下「旧号給」という。）で、第2条の規定による改正後の条例の規定により、その者が受けることとなる号給は、施行日の前日において受ける旧号給による給料月額の前号給の直近上位の額に相当する給料月額の号給とする。

（委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和48年12月13日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第14条の規定は、同年9月1日から適用する。
- 2 昭和48年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、その者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 3 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してこれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和48年7月1日以前であるときは同日に、同月2日以後であるときは同年10月1日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 4 附則第2項の規定により、切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。
 - (1) 附則第2項の規定により、切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間）
 - (2) 附則第2項の規定により、切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が9月未満である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上であ

る職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 9 切替期間において、改正前の条例第8条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうち改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この条例の施行の際改正前の条例第8条の2の規定により、この条例の施行の日を含む引き続きの期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居

手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、同条例第8条の2又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第 1

行政職給料切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額
			3月	6月	
1 等 級	14	14	3月	6月	156,900
	15	15	6	9	159,200
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
2 等 級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
	19	18	6	9	149,800
3 等 級	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100
	18	17			
	19	18	3	6	126,800
	20	19	6	9	128,100
	21	19			
4 等 級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17			
	19	18	3	6	107,200
	20	19	6	9	108,400
5 等 級	15	15	3	6	84,100
	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
6 等 級	14	14	3	6	61,500
	15	15	6	9	62,500
	16	15			
7 等 級	18	18	3	6	61,500

附則別表第2

消防職給料切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額
			3月	6月	
1 等 級	14	14	3月	6月	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15			
	17	16	3	6	175,600
2 等 級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16			
	18	17	3	6	161,800
	19	18	6	9	163,800
	20	18			
3 等 級	18	18	3	6	135,200
	19	19	6	9	137,700
	20	19			
	21	20	3	6	141,300
	22	21	6	9	142,900
	23	21			
4 等 級	22	22	3	6	128,700
	23	23	6	9	130,500
	24	23			
	25	24	3	6	134,400
	26	25	6	9	135,900
5 等 級	25	25	3	6	125,000
	26	26	6	9	126,700
	27	26			
	28	27	3	6	130,400
6 等 級	28	28	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	30	29			

附 則（昭和49年5月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月2日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等）

- 2 昭和49年4月1日において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

- 3 昭和49年4月2日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（給与の内払）

- 4 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和49年12月26日条例第12号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和49年12月規則第3号で、同49年12月26日から施行）

- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第8条の規定を除く。）は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第14条及び第18条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和49年4月1日（以下「切替日」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替日において、その前日から引続き、改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族(18歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。)で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び扶養親族たる18歳未満の子のなかつた者
- (2) 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者(その職員となつた日に扶養親族たる18歳未満の子があつた者を除く。)であつてその届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者及び扶養親族たる18歳未満の子のなかつたもの(前号に該当する者を除く。)
- (3) 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その

日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

(4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

8 前項第1号又は第2号の規定による届出がこの条例の施行の日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第7条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間、同項中「1,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については3,500円)」とあるのは、「1,500円」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第2号又は附則第7項第3号の規定による届出がこの条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。

(給与の内払)

10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和50年12月23日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日から適用する。
（最高号給等の切替等）
- 2 昭和50年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
（切替期間における異動者の号給等）
- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
（住居手当に関する経過措置）
- 6 切替期間において、改正前の条例第8条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第8条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給されていた職員のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和51年3月31日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあつては、管理者が定める日）までの間の住居手当につい

ても同様とする。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第8条の2又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和51年12月13日条例第6号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和51年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(勤勉手当の額の特例)

- 6 昭和51年6月に改正前の条例第19条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額

が、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（勤勉手当については、改正後の条例第19条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和52年1月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月23日条例第5号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和52年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は、給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第8条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第8条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年3月31日(同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあつては、管理者が定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第8条の2又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則 (昭和53年12月22日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 昭和53年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料

月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 昭和53年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の条例第18条の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の条例第18条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 7 前項の規定により、期末手当を支給された職員に支給される昭和54年3月の期末手当の額は、改正後の条例第18条の規定にかかわらず、改正後の条例第18条の規定に基づいて支給される期末手当の額から、前項の規定により加算した差額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の条例第18条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

- 8 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和54年12月25日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第8条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例施行の際改正前の条例第8条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和55年3月31日(同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあつては、管理者の定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

管理者が定める。

附 則（昭和55年12月23日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 2 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和56年12月25日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下

「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替等)

- 2 昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第8条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第8条の2及び附則第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第8条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和57年3月31日(同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあつては、管理者の定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

7 昭和56年6月又は12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第18条第2項及び第19条第2項の規定の適用については、改正後の条例第18条第2項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の給料又は給料月額につき一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年島原地域広域市町村圏組合条例第2号）の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1及び別表第2に定められた額その他これに準ずるものとして管理者が定める額（以下「旧給料月額」という。）による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるときの場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」と、第19条第2項中「において受けるべき給料の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額」と、「において受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額及び基準日現在において改正前の条例の規定が適用されるときの場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」とする。

8 昭和57年3月に支給する期末手当に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年島原地域広域市町村圏組合条例第2号）の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1及び別表第2に定められた額その他これに準ずるものとして管理者が定める額による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるときの場合に受けることとなる扶養手当の月額」とする。

(給与の内払)

9 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則（昭和57年5月31日条例第3号）

この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月20日条例第3号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項及び第19条第1項の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和59年12月27日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 昭和59年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和61年3月12日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例中、第1条（ただし、第9条第2項第2号の改正規定を除く。）の規定は公布の日（以下「第1条の施行日」という。）から第1条中第9条第2項第2号の改正規定並びに第2条及び附則第14項及び第15項の規定は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第7条第4項の改正規定は、昭和61年6月1日から施行する。

2 この条例第1条の規定（第9条第2項第2号の改正規定並びに前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条の

規定による改正後の条例」という。)の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 昭和60年7月1日(以下「第1切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び昭和61年4月1日(以下「第2切替日」という。)の前日において職員の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第1切替日又は第2切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 第1切替日から第1条の施行日の前日までの間において、この条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条の規定による改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の第1条の規定による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 第1切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び第2切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の第1切替日又は第2切替日における号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が第1切替日又は第2切替日において職務の等級又は級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務の級への切替え)

- 6 第2切替日の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 7 前項に規定する職員の第2切替日における号給又は給料月額は第2切替日の前日を受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級及び号給の調整)

- 8 前2項に定めるもののほか、権衡上調整が必要と認められる場合にあつては、管理者が定める職務の級及び号給とする。

(第2切替日における最高号給の切替え等)

- 9 第2切替日において職務の級を異にして異動した職員又は職務の級が切替えられた職

員のうち、最高の号給を超える給料月額を受けることとなる職員の号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(第2切替日における給料月額の調整)

- 10 第2切替日においてこの条例第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条の規定による改正後の条例」という。)の規定により、職務の級が切替えられた職員又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員に対し支給されることとなる給料月額が第2切替日の前日において受けていた給料月額と異動を生じることとなる場合において、権衡を失しない限度において、管理者が定める。

(旧号給等の基礎)

- 11 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 12 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の一部を改正する条例)

- 14 島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「等級」を「級」に改める。

第12条第1項第1号ア中「5等級」を「2級」、同号イ中「6等級」を「1級」に改め、同項第4号中「5等級」を「2級」に改める。

第13条第1項第1号ア中「5等級」を「2級」に改め、同号イ中「6等級」を「1級」に改め、同項第2号ア中「5等級」を「2級」に改め、同号イ中「6等級」を「1級」に改める。

第22条中「5等級」を「2級」に改める。

附則第2項中「5等級」を「2級」に、「6等級」を「1級」に、「1等級」を「8級」に改める。

別表区分の欄中「1等級及び2等級」を「8級以下6级以上」に、「3等級及び4等級」を「5級以下3级以上」に、「5等級」を「2級」に改める。

(島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 前項の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の規定はこの条例

の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則別表第 1

職務の切替表

給 料 表	旧 等 級	職 務 の 級
行 政 職 給 料 表	7 等 級	特 1 級
	6 等 級	1 級
	5 等 級	2 級
	4 等 級	3 級
	3 等 級	4 級
		5 級
	2 等 級	6 級
7 級		
1 等 級	8 級	
消 防 職 給 料 表	6 等 級	1 級
	5 等 級	2 級
	4 等 級	3 級
	3 等 級	4 級
		5 級
	2 等 級	6 級
		7 級
1 等 級	8 級	

附則別表第2

号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給								
	特1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1			1	1					
2	1	1	2	2	1	1	1	1	1
3	2	2	3	3	2	1	2	1	2
4	3	3	4	4	3	1	3	1	3
5	4	4	5	5	4	2	4	2	4
6	5	5	6	6	5	3	5	3	5
7	6	6	7	7	6	4	6	4	6
8	7	7	8	8	7	5	7	5	7
9	8	8	9	9	8	6	8	6	8
10	9	9	10	10	9	7	9	7	9
11	10	10	11	11	10	8	10	8	10
12	11	11	12	12	11	9	11	9	11
13	12	12	13	13	12	10	12	10	12
14	13	13	14	14	13	11	13	11	13
15	14	14	15	15	14	12	14	12	14
16	15	15	16	16	15	13	15	13	15
17	16	16	17	17	16	14	16	14	16
18	17		18	18	17	15	17	15	17
19	18		19	19	18	16	18	16	18
20	19			20	19	16	19	17	19
21	20			21	20	17	20	18	
22				22	21	17	21	18	
23				23	22	18	22	19	
24				24	23	19			
25					24	19			
26					25	20			

ロ 消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1		1	1					
2	1	2	2	1	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1	2
4	3	4	4	3	1	3	1	3
5	4	5	5	4	1	4	2	4
6	5	6	6	5	1	5	3	5
7	6	7	7	6	2	6	4	6
8	7	8	8	7	3	7	5	7
9	8	9	9	8	4	8	6	8
10	9	10	10	9	5	9	7	9
11	10	11	11	10	6	10	8	10
12	11	12	12	11	7	11	9	11
13	12	13	13	12	8	12	10	12
14	13	14	14	13	9	13	11	13
15	14	15	15	14	10	14	12	14
16	15	16	16	15	11	15	13	15
17	16	17	17	16	12	16	14	16
18	17	18	18	17	13	17	15	17
19	18	19	19	18	14	18	16	18
20	19	20	20	19	15	19	17	19
21	20	21	21	20	16	20	18	
22	21	22	22	21	17	21	19	
23	22	23	23	22	18	22	20	
24	23	24	24	23	19			
25	24	25	25	24	20			
26	25	26	26	25	20			
27	26	27	27	26	21			
28	27	28	28	27	22			
29	28	29	29	28	23			
30	29	30	30					
31	30	31	31					
32	31	32	32					
33	32	33	33					
34	33							

附 則（昭和61年12月23日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例は（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和62年12月21日条例第3号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 2 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第8条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第8条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあつては、管理者が定める日）までの間の住居

手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和63年12月27日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第7条第2項第2号及び同項第4号の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成元年12月26日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 2 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成3年1月22日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から、第20条第1項及び附則第8項の改正規定は、平成3年1月1日から適用する。

（特定の号給の切替等）

- 2 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の1号給である職員の切替日における号給は、2号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（最高号給等の切替等）

- 3 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 8 改正後の条例第20条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

給 料 表	職 務 の 級		
行 政 職 給 料 表	1 級	2 級	
消 防 職 給 料 表	1 級	2 級	3 級

附 則 (平成3年12月24日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第4項を削る改正規定及び第14条の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けけることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けけることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成4年12月24日条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例(第14条の改正規定を除く。附則第3項及び第9項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。ただし、第14条の改正規定は平成5年1月1日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第7条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの
- (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
- (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者
- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者
- (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となつた日に改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの
- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの

- 7 前項の規定による届出を行つた者に対する改正後の条例第8条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第6号。以下「改正条例」という。)附則第6項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第6項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項

中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第6項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項)」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第6項)」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第6項」とする。

8 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第8条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第6号)の施行日の日から30日」とする。

(1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

(2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

(3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合

(住居手当に関する経過措置)

9 切替期間において、改正前の条例第8条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第8条の2の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第8条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第8条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日(同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成5年9月10日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月21日条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この条例 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。) による改正後の一般職の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成5年4月1日 (以下「切替日」という。) の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日までの間 (以下「切替期間」という。) において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 7 平成5年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の条例第18条の規定にかかわらず、同月に支給されるべ

きその者の期末手当の額は、その差額を改正後の条例第18条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成6年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の条例第18条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の条例第18条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成6年12月22日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 7 平成6年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の条例第18条の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の条例第18条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成7年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の条例第18条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の条例第18条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成7年3月13日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月20日条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一

般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成9年1月31日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第14条の規定は、平成9年1月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若

しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成9年12月18日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書による改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規

定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成10年3月31日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年12月22日条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成10年4月11日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若し

くは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成11年12月22日条例第11号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条の改正規定 平成12年1月1日

(2) 第2条の規定 平成12年4月1日

- 2 第1条の規定(前項第1号に掲げる改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第6項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改

正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第3項から第5項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 8 平成11年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の条例第18条の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の条例第18条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成12年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の条例第18条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の条例第18条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成13年1月18日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の額の特例）

2 平成12年12月に改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同条第2項の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3 平成12年12月に改正前の条例第19条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同条第2項の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

4 前2項の適用を受ける者に係る平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、附則第2項に規定する期末手当の差額及び前項に規定する勤勉手当の差額の合計額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

（給与の内払）

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成13年12月27日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 平成13年12月にこの条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同条第2項の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

4 前項の適用を受ける者に係る平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、前項に規定する期末手当の差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成14年12月26日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8項までの規定は、平成15年4月1日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第18条第2項から第5項まで若しくは第20条第1項から第3項まで又は第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第18条第1項後段又は第20条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で前年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して管理者が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の職員給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項の規定による給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者が定める給料月額)及び改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 7 島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年島原地域広域市

町村圏組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)」を「6箇月以内」に改める。

- 8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

(委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成15年11月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第18条第2項から第5項まで又は第20条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相

当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成16年3月18日条例第1号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月28日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（最高号給等の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級

及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第18条第2項及び第4項から第6項まで又は第20条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成18年3月22日条例第3号）

改正 平成21年11月30日条例第7号

改正 平成22年11月30日条例第5号

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であつた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給等の切替え)

3 切替日の前日において一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が

受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者が定める職員にあっては、管理者が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

- 4 切替日の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、管理者が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年島原地域広域市町村圏組合条例第7号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者）にあっては、当該給料月額に100分の99.08を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第17条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例（平成18年島原地域広域市町村圏組合条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で管理者が定める基準に該当するものについては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（委任）

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の一部改正）

- 13 島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び同項第2号中「8級」を「6級（消防職給料表の適用を受ける職員にあつては、7級）」に改める。

別表区分の欄中「8級」を「6級」に、「6級」を「4級」に、「5級」を「3級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 1 消防職給料表の適用を受ける職員にあつては、区分の欄中「6級以下4級以上」とあるのは「7級以下5級以上」と、「3級以下」とあるのは「4級以下」とする。

2 宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、財務省令で定められた地域並びにこれらに準ずる地域として財務省令で定められたものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は乙地方の定額による。

3 組合において借入、雇入又は組合有の船車等により旅行する場合は、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

（島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 14 島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2費用弁償の額の欄中「8級」を「6級」に改める。

（島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例及び島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 前2項の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例及び島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、な

お従前の例による。

(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 16 島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「給料月額を調整する」に改め、同条第2項を削る。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行 政 職 給 料 表	特 1 級	特 1 級
	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
消 防 職 給 料 表	8 級	6 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	
	6 級	5 級
	7 級	6 級
8 級	7 級	

附則別表第2（附則第3項関係）

号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	旧 級		特1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	経過期間										
1	3月未満					1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満					2	1	6	1	1	1
	6月以上9月未満					3	1	7	1	1	1
	9月以上12月未満					4	1	8	1	1	1
	12月以上					5	1	9	1	1	1
2	3月未満		1	1	25	5	1	9	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	26	6	2	10	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	27	7	3	11	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	28	8	4	12	1	1	1
	12月以上		5	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3月未満		5	5	29	9	5	13	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	30	10	6	14	2	1	1
	6月以上9月未満		7	7	31	11	7	15	3	1	1
	9月以上12月未満		8	8	32	12	8	16	4	1	1
	12月以上		9	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3月未満		9	9	33	13	9	17	5	1	1
	3月以上6月未満		10	10	34	14	10	18	6	2	1
	6月以上9月未満		11	11	35	15	11	19	7	3	1
	9月以上12月未満		12	12	36	16	12	20	8	4	1
	12月以上		13	13	37	17	13	21	9	5	1
5	3月未満		13	13	37	17	13	21	9	5	1
	3月以上6月未満		14	14	38	18	14	22	10	6	2
	6月以上9月未満		15	15	39	19	15	23	11	7	3
	9月以上12月未満		16	16	40	20	16	24	12	8	4
	12月以上		17	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3月未満		17	17	41	21	17	25	13	9	5
	3月以上6月未満		18	18	42	22	18	26	14	10	6
	6月以上9月未満		19	19	43	23	19	27	15	11	7
	9月以上12月未満		20	20	44	24	20	28	16	12	8
	12月以上		21	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3月未満		21	21	45	25	21	29	17	13	9
	3月以上6月未満		22	22	46	26	22	30	18	14	10
	6月以上9月未満		23	23	47	27	23	31	19	15	11

	9月以上12月未滿	24	24	48	28	24	32	20	16	12
	12月以上	25	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3月未滿	25	25	49	29	25	33	21	17	13
	3月以上6月未滿	26	26	50	30	26	34	22	18	14
	6月以上9月未滿	27	27	51	31	27	35	23	19	15
	9月以上12月未滿	28	28	52	32	28	36	24	20	16
	12月以上	29	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3月未滿	29	29	53	33	29	37	25	21	17
	3月以上6月未滿	30	29	54	34	30	38	26	22	18
	6月以上9月未滿	31	30	55	35	31	39	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	30	56	36	32	40	28	24	20
	12月以上	33	31	57	37	33	41	29	25	21
10	3月未滿	33	31	57	37	33	41	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	31	58	38	34	42	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	32	59	39	35	43	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	32	60	40	36	44	32	28	24
	12月以上	37	33	61	41	37	45	33	29	25
11	3月未滿	37	33	61	41	37	45	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	33	62	42	38	46	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	33	63	43	39	47	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	34	64	44	40	48	36	32	28
	12月以上	41	34	65	45	41	49	37	33	29
12	3月未滿	41	34	65	45	41	49	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	34	66	46	42	50	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	35	67	47	43	51	39	35	31
	9月以上12月未滿	44	35	68	48	44	52	40	36	32
	12月以上	45	35	69	49	45	53	41	37	33
13	3月未滿		35	69	49	45	53	41	37	33
	3月以上6月未滿		36	70	50	46	54	42	38	34
	6月以上9月未滿		36	71	51	47	55	43	39	35
	9月以上12月未滿		36	72	52	48	56	44	40	36
	12月以上		37	73	53	49	57	45	41	37
14	3月未滿		37	73	53	49	57	45	41	37
	3月以上6月未滿		37	74	54	49	58	46	42	38
	6月以上9月未滿		37	75	55	50	59	47	43	39
	9月以上12月未滿		37	76	56	50	60	48	44	40
	12月以上		38	77	57	51	61	49	45	41

15	3月未滿		38	77	57	51	61	49	45	41
	3月以上6月未滿		38	78	58	51	62	50	46	42
	6月以上9月未滿		38	79	59	52	63	51	47	43
	9月以上12月未滿		38	80	60	52	64	52	48	44
	12月以上		39	81	61	53	65	53	49	45
16	3月未滿		39	81	61	53	65	53	49	45
	3月以上6月未滿		39	82	62	54	66	54	50	46
	6月以上9月未滿		39	83	63	55	67	55	51	47
	9月以上12月未滿		39	84	64	56	68	56	52	48
	12月以上		40	85	65	57	69	57	53	49
17	3月未滿			85	65	57	69	57	53	49
	3月以上6月未滿			86	66	57	70	58	54	50
	6月以上9月未滿			87	67	58	71	59	55	51
	9月以上12月未滿			88	68	58	72	60	56	52
	12月以上			89	69	59	73	61	57	53
18	3月未滿			89	69	59	73	61	57	53
	3月以上6月未滿			90	70	59	74	62	58	54
	6月以上9月未滿			91	71	60	75	63	59	55
	9月以上12月未滿			92	72	60	76	64	60	56
	12月以上			93	73	61	77	65	61	57
19	3月未滿			93	73	61	77	65	61	57
	3月以上6月未滿			93	74	61	78	66	62	58
	6月以上9月未滿			93	75	61	79	67	63	59
	9月以上12月未滿			93	76	62	80	68	64	60
	12月以上			93	77	62	81	69	65	61
20	3月未滿				77	62	81	69	65	61
	3月以上6月未滿				78	62	82	70	66	62
	6月以上9月未滿				79	63	83	71	67	63
	9月以上12月未滿				80	63	84	72	68	64
	12月以上				81	63	85	73	69	65
21	3月未滿				81	63	85	73	69	65
	3月以上6月未滿				82	64	86	74	70	66
	6月以上9月未滿				83	64	87	75	71	67
	9月以上12月未滿				84	64	88	76	72	68
	12月以上				85	65	89	77	73	69
22	3月未滿				85	65	89	77	73	
	3月以上6月未滿				86	65	90	78	74	

	6 月以上 9 月未滿				87	66	91	79	75	
	9 月以上 12 月未滿				88	66	92	80	76	
	12 月以上				89	67	93	81	77	
23	3 月未滿				89	67	93	81		
	3 月以上 6 月未滿				90	67	94	82		
	6 月以上 9 月未滿				91	68	95	83		
	9 月以上 12 月未滿				92	68	96	84		
	12 月以上				93	69	97	85		
24	3 月未滿				93	69	97	85		
	3 月以上 6 月未滿				94	70	98	86		
	6 月以上 9 月未滿				95	71	99	87		
	9 月以上 12 月未滿				96	72	100	88		
	12 月以上				97	73	101	89		
25	3 月未滿				97	73	101			
	3 月以上 6 月未滿				98	73	102			
	6 月以上 9 月未滿				99	74	103			
	9 月以上 12 月未滿				100	74	104			
	12 月以上				101	75	105			
26	3 月未滿				101	75	105			
	3 月以上 6 月未滿				102	75	106			
	6 月以上 9 月未滿				103	76	107			
	9 月以上 12 月未滿				104	76	108			
	12 月以上				105	77	109			
27	3 月未滿				105	77				
	3 月以上 6 月未滿				106	78				
	6 月以上 9 月未滿				107	79				
	9 月以上 12 月未滿				108	80				
	12 月以上				109	81				
28	3 月未滿				109	81				
	3 月以上 6 月未滿				110	82				
	6 月以上 9 月未滿				111	83				
	9 月以上 12 月未滿				112	84				
	12 月以上				113	85				
29	3 月未滿				113					
	3 月以上 6 月未滿				114					
	6 月以上 9 月未滿				115					
	9 月以上 12 月未滿				116					

	12 月以上				117					
30	3 月未滿				117					
	3 月以上 6 月未滿				118					
	6 月以上 9 月未滿				119					
	9 月以上 12 月未滿				120					
	12 月以上				121					
31	3 月未滿				121					
	3 月以上 6 月未滿				122					
	6 月以上 9 月未滿				123					
	9 月以上 12 月未滿				124					
	12 月以上				125					
32	3 月未滿				125					
	3 月以上 6 月未滿				125					
	6 月以上 9 月未滿				125					
	9 月以上 12 月未滿				125					
	12 月以上				125					

ロ 消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	経過期間								
1	3 月未満				1	13	1	1	1
	3 月以上 6 月未満				1	14	1	1	1
	6 月以上 9 月未満				1	15	1	1	1
	9 月以上 12 月未満				1	16	1	1	1
	12 月以上				1	17	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	17	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	2	18	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	3	19	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	4	20	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	5	21	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	5	21	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	6	22	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	7	23	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	8	24	4	1	1
	12 月以上	9	9	9	9	25	5	1	1
4	3 月未満	9	9	9	9	25	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	10	26	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	11	27	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	12	28	8	4	1
	12 月以上	13	13	13	13	29	9	5	1
5	3 月未満	13	13	13	13	29	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	14	30	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	15	31	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	16	32	12	8	4
	12 月以上	17	17	17	17	33	13	9	5
6	3 月未満	17	17	17	17	33	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	18	34	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	19	35	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	20	36	16	12	8
	12 月以上	21	21	21	21	37	17	13	9
7	3 月未満	21	21	21	21	37	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	22	38	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	23	39	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	24	40	20	16	12
	12 月以上	25	25	25	25	41	21	17	13

8	3月未滿	25	25	25	25	41	21	17	13
	3月以上6月未滿	26	26	26	26	42	22	18	14
	6月以上9月未滿	27	27	27	27	43	23	19	15
	9月以上12月未滿	28	28	28	28	44	24	20	16
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17
9	3月未滿	29	29	29	29	45	25	21	17
	3月以上6月未滿	30	30	30	30	46	26	22	18
	6月以上9月未滿	31	31	31	31	47	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	32	32	32	48	28	24	20
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21
10	3月未滿	33	33	33	33	49	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	34	34	34	50	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	35	35	35	51	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	36	36	36	52	32	28	24
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25
11	3月未滿	37	37	37	37	53	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	38	38	38	54	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	39	39	39	55	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	40	40	40	56	36	32	28
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29
12	3月未滿	41	41	41	41	57	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	42	42	42	58	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	43	43	43	59	39	35	31
	9月以上12月未滿	44	44	44	44	60	40	36	32
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33
13	3月未滿	45	45	45	45	61	41	37	33
	3月以上6月未滿	46	46	46	46	62	42	38	34
	6月以上9月未滿	47	47	47	47	63	43	39	35
	9月以上12月未滿	48	48	48	48	64	44	40	36
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37
14	3月未滿	49	49	49	49	65	45	41	37
	3月以上6月未滿	50	50	50	50	66	46	42	38
	6月以上9月未滿	51	51	51	51	67	47	43	39
	9月以上12月未滿	52	52	52	52	68	48	44	40
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41
15	3月未滿	53	53	53	53	69	49	45	41
	3月以上6月未滿	54	54	54	54	70	50	46	42

	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	55	71	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	56	72	52	48	44
	12 月以上	57	57	57	57	73	53	49	45
16	3 月未滿	57	57	57	57	73	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	58	74	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	59	75	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	60	76	56	52	48
	12 月以上	61	61	61	61	77	57	53	49
17	3 月未滿	61	61	61	61	77	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	62	78	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	63	79	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	64	80	60	56	52
	12 月以上	65	65	65	65	81	61	57	53
18	3 月未滿	65	65	65	65	81	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	66	82	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	67	83	63	59	55
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	68	84	64	60	56
	12 月以上	69	69	69	69	85	65	61	57
19	3 月未滿	69	69	69	69	85	65	61	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	70	86	66	62	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	71	87	67	63	59
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	72	88	68	64	60
	12 月以上	73	73	73	73	89	69	65	61
20	3 月未滿	73	73	73	73	89	69	65	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	74	90	70	66	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	75	91	71	67	63
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	76	92	72	68	64
	12 月以上	77	77	77	77	93	73	69	65
21	3 月未滿	77	77	77	77	93	73	69	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	77	94	74	70	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	78	95	75	71	67
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	78	96	76	72	68
	12 月以上	81	81	81	79	97	77	73	69
22	3 月未滿	81	81	81	79	97	77	73	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	79	98	78	74	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	80	99	79	75	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	80	100	80	76	

	12 月以上	85	85	85	81	101	81	77	
23	3 月未滿	85	85	85	81	101	81		
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	82	102	82		
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	83	103	83		
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	84	104	84		
	12 月以上	89	89	89	85	105	85		
24	3 月未滿	89	89	89	85	105	85		
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	86	106	86		
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	87	107	87		
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	88	108	88		
	12 月以上	93	93	93	89	109	89		
25	3 月未滿	93	93	93	89	109			
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	90	110			
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	91	111			
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	92	112			
	12 月以上	97	97	97	93	113			
26	3 月未滿	97	97	97	93	113			
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	94	114			
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	95	115			
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	96	116			
	12 月以上	101	101	101	97	117			
27	3 月未滿	101	101	101	97				
	3 月以上 6 月未滿	102	101	102	98				
	6 月以上 9 月未滿	103	102	103	99				
	9 月以上 12 月未滿	104	102	104	100				
	12 月以上	105	103	105	101				
28	3 月未滿	105	103	105	101				
	3 月以上 6 月未滿	106	103	106	102				
	6 月以上 9 月未滿	107	104	107	103				
	9 月以上 12 月未滿	108	104	108	104				
	12 月以上	109	105	109	105				
29	3 月未滿	109	105	109	105				
	3 月以上 6 月未滿	110	106	110	105				
	6 月以上 9 月未滿	111	107	111	106				
	9 月以上 12 月未滿	112	108	112	106				
	12 月以上	113	109	113	107				
30	3 月未滿	113	109	113	107				

	3 月以上 6 月未滿	114	110	114	107				
	6 月以上 9 月未滿	115	111	115	108				
	9 月以上 12 月未滿	116	112	116	108				
	12 月以上	117	113	117	109				
31	3 月未滿	117	113	117					
	3 月以上 6 月未滿	118	113	118					
	6 月以上 9 月未滿	119	114	119					
	9 月以上 12 月未滿	120	114	120					
	12 月以上	121	115	121					
32	3 月未滿	121	115	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	115	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	116	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	116	124					
	12 月以上	125	117	125					
33	3 月未滿	125	117	125					
	3 月以上 6 月未滿	125	117	126					
	6 月以上 9 月未滿	125	118	127					
	9 月以上 12 月未滿	125	118	128					
	12 月以上	125	119	129					
34	3 月未滿		119	129					
	3 月以上 6 月未滿		119	130					
	6 月以上 9 月未滿		120	131					
	9 月以上 12 月未滿		120	132					
	12 月以上		121	133					
35	3 月未滿		121	133					
	3 月以上 6 月未滿		122	134					
	6 月以上 9 月未滿		123	135					
	9 月以上 12 月未滿		124	136					
	12 月以上		125	137					
36	3 月未滿		125						
	3 月以上 6 月未滿		126						
	6 月以上 9 月未滿		127						
	9 月以上 12 月未滿		128						
	12 月以上		129						
37	3 月未滿								
	3 月以上 6 月未滿								
	6 月以上 9 月未滿								

	9 月以上 12 月未滿								
	12 月以上								

附 則（平成19年3月27日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月29日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第7条、第8条、別表第1及び別表第2の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 新条例第19条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において新条例第17条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除き、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 4 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、新条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成20年3月31日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 7 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成21年5月29日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第7項まで又は第20条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.26を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	特1級	1号給から72号給まで
	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
消防職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から16号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.26を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成22年3月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第7項まで(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号。附則第5項において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第20条第1項から第3項まで、第6項若しくは附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第10項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年島原地域広域市町村圏組合条例第3号)附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下この号において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同

年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	特1級	1号給から109号給まで
	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
消防職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から16号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して管理者が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.34を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第10項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年島原地域広域市町村圏組合条例第5号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
(育児休業条例の一部改正)
- 5 育児休業条例の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。
(給与条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え)
 - 2 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第10項第1号、第2号及び第3号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは、「号給の給料月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第2号及び第3号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
 - 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第10項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは、「号給の給料月額に勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
 - 4 給与条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第22条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは、「附則第12項」とする。
(島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
- 6 島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1条を加える。
(給与条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)
 - 第3条 給与条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第16条」とあるのは、「附則第12項」とする。
附 則(平成23年11月30日条例第5号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第7項まで（島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号。附則第5項において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第20条第1項から第3項まで、第6項若しくは附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第10項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島原地域広域市町村圏組合条例第3号）附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.62を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この号において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	特1級	1号給から109号給まで
	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで

	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
消防職給料表	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から96号給まで
	3 級	1 号給から84号給まで
	4 級	1 号給から68号給まで
	5 級	1 号給から44号給まで
	6 級	1 号給から36号給まで
	7 級	1 号給から28号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して管理者が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.62を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成26年3月28日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第1号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び附則第13項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例第19条第2項及び附則第13項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
消防職給料表	7級

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成27年4月1日における昇給に関する特例)

- 9 平成27年4月1日における給与条例第4条第3項(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号)第16条及び第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」とする。

(委任)

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成28年3月29日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年島原地域広域市町村圏組合条例第1号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成29年3月24日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び附則第13項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例第19条第2項及び附則第13項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年島原地域広域市町村圏組合条例第1号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給

与条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、

同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場

合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

- 5 附則第3項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成30年3月23日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項、第5項、第7項及び第8項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第19条第2項及び附則第13項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から、第1条の規定(給与条例第19条第2項及び附則第13項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年島原地域広域市町村圏組合条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、第1条の規定による改正後の給与条例別表第1又は別表第2に規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成27年4月1日において給与条例第4条第2項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同

条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 8 島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条を削る。

附 則(平成31年3月25日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第19条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から、第1条の規定(給与条例第19条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(令和2年1月10日条例第1号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「並びに」を「及び」に改め、同条第3項中「全ての職員」を「この条例の適用を受ける全ての職員」に、「格付」を「格付け」に改め、同項ただし書を削る。

第23条を次のように改める。

(臨時的任用職員等の給与)

第23条 法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、任命権者が別に定める。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

附 則(令和2年3月25日条例第2号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第19条第2項第1号の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から、第1条の規定(給与条例第19条第2項第1号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第3条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第8条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の給与条例第8条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第3条の規定による改正後の給与条例第8条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第3条の規定による改正後の給与条例第8条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第6条 島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和2年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、若しくは失職し」を削る。

附 則(令和2年11月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第18条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年3月27日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第19条第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第19条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月27日条例第3号抄）

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧定年条例 第1条の規定による改正前の島原地域広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新定年条例 第1条の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧定年条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新定年条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定

年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。

(9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。

(10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(12) 定年前再任用短時間勤務職員 新定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。

(13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。

(14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置）

第12条 第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第18項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置）

第13条 暫定再任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再

任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条第2項及び第12条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第19条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び島原地域広域市町村圏組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年島原地域広域市町村圏組合条例第3号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第3条第4項、第4条、第7条、第8条及び第8条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則（令和6年3月25日条例第2号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下この条及び次条において「給与条例」という。）第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定（給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年3月21日条例第3号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第7条の規定は、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。

2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切り替え）

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（島原地域広域市町村圏組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第7条 島原地域広域市町村圏組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年島原地域広域市町村圏組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第7項中「、第7条、第8条及び第8条の4」を「及び第7条」に改める。

附則別表第1（附則第3条関係）

号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7

2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0

4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3

6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	

8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			

1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			

附則別表第2（附則第3条関係）

号給の切替表

消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
1 0	6	2	2	1
1 1	7	3	3	1
1 2	8	4	4	1
1 3	9	5	5	1
1 4	1 0	6	6	2
1 5	1 1	7	7	3
1 6	1 2	8	8	4
1 7	1 3	9	9	5

1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8

4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1

6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	

8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			

110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

附 則（令和7年3月21日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることととされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）

第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。